

21. 那覇市議会傍聴規則

昭和 49 年 5 月 15 日
議会規則第 4 号

改正 平成 2 年 10 月 5 日 議会規則第 1 号
平成 28 年 8 月 1 日 議会規則第 1 号

那覇市議会傍聴規則(1969 年 5 月 7 日議会規則第 1 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この規則は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 130 条第 3 項の規定に基づき、議会の傍聴人について必要な事項を定め、議会の円滑かつ適正な運営を図ることを目的とする。

(傍聴席の区分)

第 2 条 傍聴席は、一般席(車いす使用者席を含む。以下同じ。)及び報道関係者席に分ける。

2 前項に定めるもののほか、親子傍聴室(遮音設備を施した傍聴室)に親子傍聴席を設ける。

(傍聴の届出)

第 3 条 一般席及び親子傍聴席で傍聴しようとする者は、自己の住所、氏名及び年齢を届け出なければならない。

2 報道関係者席で傍聴しようとする者は、あらかじめ議長に届け出なければならない。

(傍聴券)

第 4 条 議長は、必要と認めるときは、傍聴券を発行することができる。

2 前項の規定により傍聴券を発行する場合には傍聴券を持たない者は、傍聴することができない。

(傍聴人の定員)

第 5 条 傍聴人の定員は、110 人とする。ただし、議長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(議場への入場禁止)

第6条 傍聴人は、議場に入ることはいできない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器又は危険のおそれのある器物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 旗、のぼり、プラカード、その他氣勢を示すおそれのあるものを持っている者
- (4) 異様な服装をしている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 年齢12歳未満の者は、一般席及び報道関係者席で、傍聴することができない。ただし、議長の許可を得た場合はこの限りではない。

(傍聴人の遵守事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときはこの限りでない。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 議場における言論に対して、賛否を表明し、又は拍手をしないこと。
- (4) 静かに傍聴し、私語、談笑等議事の妨害になるような行為をしないこと。
- (5) その他会議の品位を傷つけると認められるような行為をしないこと。

2 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者はこの限りでない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、すみやかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第 11 条 法第 130 条第 1 項及び第 2 項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 2 年 10 月 5 日議会規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 28 年 8 月 1 日議会規則第 1 号)

この規則は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

[改正履歴]

○ 平成 2 年 10 月 5 日

平成 2 年 10 月 5 日付けで、那覇市議会傍聴規則第 7 条(傍聴の禁止)第 1 項第 2 号の全文「精神に異常があると認められる者」が削除され、それに伴い同第 3 号及び第 4 号が、それぞれ 1 号ずつ繰り上がった。

改正理由は、精神障害者の人権上の問題にかかわる規定ということ、また精神保健法(旧法律名・精神衛生法)改正後の趣旨に整合させるためであった。

○ 平成 28 年 8 月 1 日

新議場建設に伴い新設された親子傍聴室(親子傍聴席)の規定を加えるとともに、全国市議会議長会の標準市議会傍聴規則を参考に字句や条文を整理するための改正である。